

鎌ケ谷市 休日部活動の地域移行（展開）Q&A

（1）本市に関すること

Q. 本市の部活動の現状は？

- A. 本市では、鎌ケ谷市部活動ガイドラインに基づいて活動しています。本ガイドラインに則り、各学校において「学校の部活動に係る活動方針」を基に活動しております。これまでは、【外部指導者】の配置をしてきましたが、令和5年度より新たに【部活動指導員】の配置を開始し、令和6年度には、各学校1部活以上、令和7年度には各学校2部活以上を配置し、部活動の地域連携を促進しています。

Q. 【部活動指導員】と【外部指導者】の違いは何ですか。

- A. 【部活動指導員】は、学校教育法施行規則に基づき学校設置者（教育委員会）が雇用する会計年度職員で、部活動の顧問の代わりとなることが可能です。【外部指導者】は、部活動指導員以外の指導者で、学校設置者（教育委員会）と雇用関係を結び、顧問との連携・協力関係のもと、部活動の指導に関わってもらう方を指します。

Q. 国の地域移行（展開）に関する考えは？

- A. 国は、令和4年度に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行（展開）に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示しました。その後、令和7年度に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめが公表され、令和8年度から令和10年度までを改革実行期間（前期）、令和11年度から令和13年度までを改革実行期間（後期）と定め、前期3年間の間に確実に地域移行（展開）に着手し、後期改革実行期間内に原則すべての部活動において、地域移行（展開）を実現することが新たに示されました。

Q. 鎌ケ谷市の地域移行（展開）に関する考えは？

- A. 本市では、休日（土・日を基本とする）の部活動を、地域等を運営団体・実施主体とした「地域クラブ活動」へと段階的に移行していく準備を進めております。国や県の指針に注視しながら、開始時期については慎重に協議を進めております。

(2) 活動に関すること

Q. 地域移行（展開）の目的は？

- A. 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが改革の主目的となります。また、これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に学校部活動が運営されてきましたが、教員の働き方改革や専門性の観点からも、その体制は限界を迎えており、学校教育としての活動だけでは、生徒のニーズに応じた、自由に伸び伸びとした活動を保障することは困難となっていることがあげられます。

Q. 地域クラブ活動とはどのような活動ですか？

- A. これまで学校が主体となってきた部活動を、これからは、地域が主体となって活動するのが地域クラブ活動です。トップレベルを目指す外部クラブ活動とは異なり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、新たな地域クラブ活動として学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場を提供する取組みです。

Q. 地域クラブ活動の活動場所は？

- A. 基本、学校施設が活動場所となることを想定しています。活動で使用する設備・器具に関しても、ゴールやネットなどの持ち運びできない設備・器具については、活動場所の学校のものを使わせていただきます。ボールなどの消耗品については、地域クラブや個人で準備いただくようになります。

Q. 平日の部活動は？

- A. これまで通り、各学校で部活動ガイドラインに沿って活動を実施します。国や県の方針としては、平日の部活動地域移行（展開）についても示唆しておりますが、本市では、まずは休日の部活動のみ、地域クラブ活動へと移行（展開）していきます。

Q. 「学校部活動の地域連携」と「地域クラブ活動への移行（展開）」はそれぞれどのようなものか？

- A. 「学校部活動の地域連携」とは、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる学校部活動に、部活動指導員や外部指導者として地域の方々に参画いただくことや、複数の学校で合同練習を行うことをいいます。

「地域クラブ活動への移行（展開）」とは、これまで学校教育の一環として行っていた部活動を、地域の指導者のもとで実施するクラブ活動へと展開していくことをいいます。

(3) 費用に関すること

Q. 地域クラブ活動への参加に費用はかかりますか？

A. 国の方針では、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低い金額で会費を設定し、家庭に負担をしていただくこと（受益者負担）が示されています。本市としても同様に考え、地域クラブ活動へ完全に移行（展開）した後は、受益者負担を行わせていただくことを考えています。この費用については、地域クラブ活動に係る運営費や指導者報償費が含まれます。

Q. 経済的に困窮する家庭に対して地域クラブ活動に参加する費用の減免等の措置はありますか？

A. 国でもそれらの減免措置への検討がなされていますが、具体的な措置については未定です。本市でも予算措置等を検討しておりますが、今後の国や県の動向を見ながら、具体的な方策等について検討していきます。

(4) 指導者に関すること

Q. 指導者はどうなりますか？

A. 地域の指導者が担います。地域の指導者とは、運営団体に所属する指導者（教員の兼職兼業を含む）となります。所属する指導者には、運営団体による安全面やハラスメント、救急法等の研修を行います。

Q. 平日の部活動の指導者は？

A. これまで通り、教員（顧問）による指導が基本となり、休日の地域クラブ活動指導者と連携を図りながら、部活動運営を行います。平日の部活動顧問と休日の地域クラブ活動指導者は、互いに連携して生徒（参加者）に対する適切な指導に努めます。平日の部活動顧問と休日の地域クラブ活動指導者が同じ（教員による兼職兼業）場合もあります。

(5) その他

Q. ケガ等への対応は？

A. 学校の活動ではなくなるので、現在の部活動に適応している保険は利用できません。運営団体による保険加入が必要となり、「スポーツ安全保険」を想定しています。

Q. 地域クラブの活動中のトラブル対応は、どうなりますか？

A. 地域クラブ活動中のケガ・事故・生徒間トラブル等については、地域クラブ指導者が対応します。それらの対応については、地域クラブ指導者が運営団体・実施主体に報告し、運営団体・実施主体から学校および教育委員会へ報告されます。